

司法書士の ことがわかる本



日本司法書士会連合会



CONTENTS

P

● 司法書士とは？	3
● 司法書士ができること	5
家・土地について	6
相続について	8
家族について	10
日常生活のトラブルについて	12
労働トラブルについて	14
借金について	16
会社について	18
裁判について	20
その他の業務について	22
● 司法書士の取り組み	
各種法律相談・ADR	24
社会への貢献	29
司法過疎問題への取り組み	32
● 日本司法書士会連合会について	33
● 全国の司法書士会一覧	34

司法書士とは？



司法書士は、日本の近代国家のスタートである明治時代の初め、明治5年に制定された司法職務定制によって定められた「代書人」をルーツとしています。

130年以上にわたる歴史をもつ司法書士は、時代の流れとともに職務のあり方も変遷してきました。しかし、法律事務を行う専門家である点においては一貫しており、近年の司法制度改革により、現在では「市民に身近な法律家」としての立場がより鮮明になってきました。

従来、司法書士といえば不動産や法人などの登記手続の専門家というイメージが強かったかもしれません。これは、戦後の高度経済成長期やバブル経済期を通じて金融や不動産に関心が集まり、それらに関する法律や登記手続の専門家として司法書士が注目を浴びたことによるものかもしれません。しかし、司法書士の「司法」は立法や行政に対して「裁判」を意味する言葉でもあり、司法書士は登記手続の専門家として経済社会の発展と安定に寄与する一方で、市民の日常生活で発生するさまざまな法律問題に対し、訴訟関係書類を作成するなど、訴訟支援という形で裁判の分野にも広く関わって



きました。

そして、平成13年の司法制度改革審議会の意見書に基づく平成14年の司法書士法改正によって、法務大臣の認定を受けた司法書士（一般に「認定司法書士」と呼ばれています）には簡易裁判所の訴訟代理権等が認められることになりました。現在、全司法書士の60%以上が認定司法書士として、140万円以下の民事事件の訴訟代理人となり、また、裁判外での和解交渉を行うなど、市民の身边に起こりうる法律問題の解決やさまざまな相談に応じています。

また、高齢化社会に対応して2000年から制度化された「成年後見制度」に対してはいち早く取り組みを開始し、現在では、専門職後見人としての司法書士の割合はトップとなっており、「成年後見」といえば司法書士と言われるほど、着実な実績を挙げています。

このように司法書士は、常に市民のそばにいる身近な法律家として歩んでまいりましたが、今後も、市民生活における紛争の防止と解決、ならびに権利保護に努力をしてまいります。

あなたの身边にいる「くらしの法律家」司法書士をどうぞご活用ください。



司法書士ができること



司法書士の活動範囲は、一般に皆さんすぐ思い浮かべる「登記」だけではありません。実は、その範囲は相当広いのです。

たとえば、

- 不動産を売買（贈与）して、所有権を移したい
 - 個人事業をやめ、新しく会社を起こしたい
- という不動産・会社登記の話から、
- ネットオークションで買った商品が届かない（日常生活のトラブル）
 - 不動産などの遺産を適切に分割したい（相続のこと）
 - 親族のいない高齢者の財産管理（家族のこと）
 - 借金が返せないので債務整理したい（裁判のこと）
 - 日本国籍を取得したい（その他の業務）

など、この紙面だけでは書ききれないぐらいさまざまな分野で皆さんのサポートをしています。

いざというときに、きっと司法書士は皆さんのお役に立てるに違いありません。



家・土地について

住んでいる土地や
建物を配偶者に
贈与したい

相談ケース
1

相談ケース
住宅ローンを
返済した後、
必要な手続きは？

2

不動産登記とは、土地や建物に関する情報（所有者は誰か、面積はどれくらいか、担保は付いているのかいないのかなど）を、法務局（登記所）に備え付けられた登記簿（登記ファイル）に記載（記録）し、これを広く一般社会に公開することによって、取引の安全を図ろうとする制度です。不動産登記は、司法書士にとってもっともポピュラーな業務です。

相談ケース1のような事例の中でも、特に結婚して20年以上の夫婦が住んでいる不動産をパートナーに贈与するときは、贈与税額2000万円までは、贈与税の配偶者控除が受けられます。この場合の贈与税は非課税ですので、比較的多くの方が利用されています。土地や建物を贈与するときには、土地や建物の贈与を受けた方の名義に変更するための「所有権移転登記」という作業が必要になりますので、その手続きは、専門家である司法書士にご依頼ください。

相談ケース2 にあるような、住宅ローンを返済した後の手続きとしては、抵当権を抹消するための「抵当権抹消登記」という作業が必要になります。金融機関から返却された書類を元に手続きを行います。この抵当権抹消登記の手続きは、専門家である司法書士にご依頼ください。

こうした登記手続は複雑である場合が多く、万一手続きを間違つて行うと、最悪の場合、財産を失う恐れもあります。そこで、私たち司法書士は登記手続のプロフェッショナルとして、依頼者の権利が保護されるよう、登記手続を依頼者の代理人として行います。



相続について

パートナーに
すべての財産を
残したい

相談ケース 1

相談ケース 2
亡き父の残した
借金が払えないので
「相続放棄」したい

相談ケース1のような事例で、特に子どもがいない夫婦でパートナーにすべての財産を残したいと考えている場合、遺言書がないと親族間のトラブルに発展する可能性が高くなります。たとえば、夫婦間に子どもがなく、夫が亡くなつたとします。その場合はパートナーである妻が相続人になるのは当然として、そのほかに夫の親、あるいは夫の親も亡くなつていれば、夫の兄弟も相続人となります。すなわち遺言書がなければ、すべての財産をパートナーである妻に相続させることはできません。妻以外の相続人と遺産分割協議をして、それぞれが相続する財産の額を決めることになります。ですから、ご夫婦がお元気であるうちから遺言書を作成しておけば、ご夫婦の考え方どおりお互いのパートナーにすべての財産を相続させることができますので、できるだけ早く遺言書の作成をご検討ください。

相談ケース2 のように、親が多額の借金を残して亡くなった場合を考慮して、民法では、相続人が財産の相続を拒否することを認めています。これは「相続放棄」という手続きで、相続放棄をした人は「最初から相続人でなかった」ものとして取り扱われますので、借金を引き継ぐこともなく遺産分割協議に参加することもありません。ただし、相続放棄手続は、被相続人(相談ケース2の場合は父親)が死亡し、相続する権利のある人が相続人になったことを知ったときから3ヵ月以内に、家庭裁判所に申立をしなければなりません。その期間を過ぎると、相続放棄の手続きを行うことができなくなりますので、注意してください。

司法書士は、「相続登記手続」や「相続放棄手続」などを行う専門家であり、故人の大切な財産を責任をもって次の世代へつなげていきます。



家族について

一人暮らしの
老後を安心して
過ごしたい！

相談ケース
1

相談ケース
2
離れて暮らす年老いた
親が悪質商法に
遭わないか心配だ…

人は誰しも必ず老いていきます。

今は大丈夫であっても、面倒を見てくれるような人もなく将来が心配である、あるいは、現在すでに判断能力の衰えを感じていて、日々不安を抱えて暮らしていらっしゃるというケースは多くあると思います。

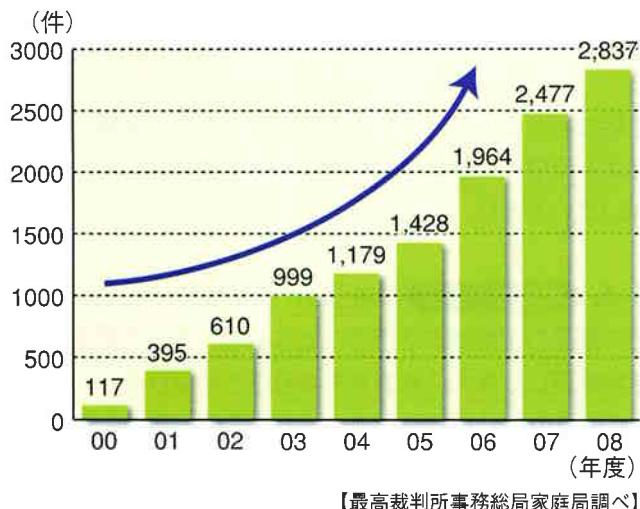
その解決法として、**相談ケース1**の場合であれば、「任意後見制度」を利用して、判断能力が十分あるうちから将来に備え、面倒を見てもらいたい人やその内容を事前の契約によって決めておくことができます。**相談ケース2**の場合であれば、家庭裁判所が適切な支援者を選ぶ「法定後見制度」を利用する考えられます。



司法書士は、いち早く社団法人成年後見センター・リーガルサポート (<http://www.legal-support.or.jp/>) を設立して、成年後見制度ができた当初から積極的に成年後見業務に取り組んできました。そのため、法定後見における親族以外の後見人等として家庭裁判所にもっとも多く選ばれているのは、司法書士なのです。

皆さんのが安心した生活を送るために成年後見制度を利用しようと思われるお考えなら、司法書士にお気軽にご相談ください。

●司法書士の成年後見人選任件数の推移



日常生活のトラブルについて

ネットオークション
で買った商品が
届かない

相談ケース

1

相談ケース

2

友人に貸した
お金を返して
もらえない

日常生活におけるトラブルは、その金額があまり高額でないせいか、たとえトラブルに巻き込まれたとしても諦めてしまう方が多いのではないでしょうか。

たとえば、**相談ケース1**の場合は、まずはネットオークションの相手方に商品の引渡請求を行うことになり、**相談ケース2**の場合は、お金を貸した友人に返済を求めるになりますが、ご本人が電話を1本掛けたからといって、すぐに商品が届いたり、お金を返済してくれるとは限りません。最終的には裁判をするしかないという場合もよくありますが、司法書士は裁判の場面でもお手伝いをすることができます。

なぜなら、法務大臣の認定を受けた司法書士は、トラブルの金額が140万円以下の簡易裁判所での民事事件であれば、訴訟代理人となって訴訟手続ができるからです。



また、仮に140万円を超えるような場合であったとしても、司法書士は裁判所に提出する書類の作成を行うことができますので、納得のいく裁判をご自分でなさりたいという方には司法書士が本人訴訟をサポートし、法的支援を行います。

相談ケース1・2のほかにも、「アパートの敷金が返ってこない」「お客様からツケを払ってもらえない」「訪問販売で契約した商品を解約したい」など、日常生活にはさまざまなトラブルが潜んでいます。いつ何時トラブルに巻き込まれるとも限りません。これらのトラブルに対処するため、司法書士は親身になってアドバイスを行いますので、お気軽にご相談ください。



労働トラブルについて

未払いの給料を
請求したい

相談ケース

1

相談ケース

2

突然解雇を
通告された

労働に関するトラブルは実にさまざまですが、雇用や労働条件に関する問題は、生活がかかっているだけに深刻です。

相談ケース1 の未払い給料に関する問題ですが、まずは未払い給料の計算ができるための書類があるかなどを確認してみましょう。具体的には、雇用契約書やタイムカード、過去の給与明細書等がそれにあたります。これらの書類がなければ仕方ありませんが、できれば手元にあるほうが望ましいでしょう。未払い給料がはっきりすれば、雇用者に請求をしていくことになります。

相談ケース2 の解雇の問題は、すべての解雇が必ずしも有効というわけではありません。そもそも解雇が許されるケースなのか、また解雇が有効であるとしても、解雇予告手当が支給されているかなどの問題があります。これらの事実関係をきちんと整理・把握した上で、雇用者に請求すべき内容を決めていく必要があります。

労働トラブルは、ほかにも残業代や退職金の未払いなどが挙げられますぐ、どの問題もなかなか複雑なものが多く、泣き寝入りとなってしまうケースも少なくありません。

もし皆さんが労働トラブルに巻き込まれたら、司法書士が皆さんの代理人として相手方と交渉したり、訴訟をしたり、または訴額が140万円を超える争いでは、裁判所提出書類の作成を通じてサポートします。



借金について

銀行の
カードローンを
これ以上返せない

相談ケース
1

相談ケース
リボ払いの
負担が大きい

2

最近、消費者金融の貸付金利が大幅に下がっていることにお気づきの方も多いと思います。これは、「貸金業法」という法律が平成18年12月に成立したことによりますが、この法律は、いわゆる「グレーゾーン金利」の撤廃や借入金額の総額が規制される「総量規制」などを定めていて、債務者が必要以上に借り入れをしてしまったり、高い金利で苦しむことのないようにと、債務者の立場を考慮した、債務者を守るような内容に改正されています。この法律のおかげで、以前のような不透明な高金利がなくなることになったのです。

この貸金業法を成立させるために、全国各地の多くの司法書士たちが個人的にも組織的にも懸命に動いて、大きく貢献をしました。



相談ケース1 のように、現在借金で苦しんでいらっしゃる方は、まずご自分の借入金利が何%であるかをチェックしてみてください。銀行のカードローンは金利が低いことが多く、その場合には、いわゆる過払い金は生じません。また、**相談ケース2** のように、リボ払いを利用されている方には手数料がかかっておりますが、これは利息とは異なります。

まずは借金の内容、そして、金利については、法定金利で計算し直した場合に借金の残額がいくらになるかを確認してみる必要があります。

でも、借金の問題は必ず解決できます。これを忘れてはいけません。たとえ借金の額が減らなかつたとしても、「特定調停」「民事再生」「自己破産」という手段がまだ残されています。

司法書士は、借金で苦しむ方からのお話を直接お聞きしながら、その方の生活再建のためにもっとも適した方法をアドバイスし、新たな人生のスタートを応援しています。



会社について

会社をつくりたい、
会社をつくった後、
どうすればいい?

相談ケース
1

相談ケース
2

事業承継、
後継者育成、
どうすればいい?

司法書士は会社登記の専門家として、会社登記を中心に、必要な諸手続についてのアドバイスをしたり、書類作成を行っています。

ですから、**相談ケース1** のように「会社をつくりたい」と思ったときの設立手続、「会社をつくった後」の役員変更や増資などの登記手続について、司法書士がお手伝いをいたします。

現行の会社法では、公開会社にするか非公開会社にするか（株式の譲渡制限規定を設けるか否か）、取締役の人数や代表取締役はどうするか……など、会社組織を設計する上での選択肢が広がっています。起業者の個性や会社へのビジョンなどを検討しながら、設立する会社のスタイルなどについて司法書士がじっくりとご相談に応じ、ご一緒に会社設計をしてまいります。

会社をつくった後も、役員の変更や会社の機関構成の見直し、商号や目的の変更、資本金の増加、さらには合併や会社分割等による組織再編といったさまざまな課題や問題が生じことがあります。これらの変更や見直しの手続きについても司法書士が、登記完了まで責任をもってアドバイスします。

また昨今、経営者の高齢化が進む中において、**相談ケース2**のような「事業承継」「後継者育成」の問題は深刻です。これらの問題については、経営者の交代・経営の承継・資産の承継という3つのポイントを中心に考えてスムーズに行いたいものです。そのためには、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（円滑化法）」の知識も必要です。

上記の業務以外にも司法書士は、企業法務のコンサルタントとしてその役割が期待されています。



裁判について

交通事故の物損で
もめていたら
訴状が届いた
相談ケース

1

相談ケース
2
敷金の返還で
もめていたら
訴状が届いた

「裁判」と聞くと、「怖い・大変・面倒」というイメージをおもちではないでしょうか。誰しもできれば裁判とは関わらず、平穏な人生を送りたいものです。

しかしある日突然、皆さんのお手元に「訴状」が届いたとしたら……。そんなときは慌てずに、すぐに司法書士にご相談ください。

司法書士は、裁判所に提出する書類の作成を行うだけではありません。簡易裁判所の訴訟代理権をもつ認定司法書士は、民事裁判での請求額が140万円以下の事件についてであれば、訴訟代理人として訴訟手続を行うことができます。

相談ケース1 のように、交通事故の物損でのもめごとは、示談交渉がまとまらずに裁判となることがあります。このようなケースの裁判では、代車料・車両格落ち損害など、極めて専門的な知識が要求されます。



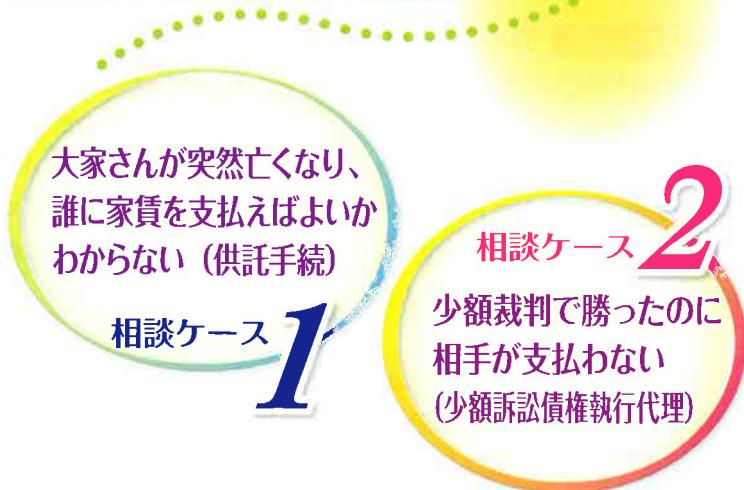
相談ケース2 のように、敷金返還に関するトラブルも最近増加傾向にあるようです。そもそも敷金とは、「家賃の滞納や室内の破損などに備えて預けるお金」のことです。敷金に関してもめる原因の多くは、借主が退去する際の「借主の原状回復義務」についての解釈の違いによるものです。自然損耗か否か、賃貸借契約書に特約があるか否かなど、借主側が裁判手続上押さえておかなければならぬポイントがたくさんあります。

これらのさまざまなことが頭の中を巡り、「私一人で裁判なんて、とても無理」……と思っている皆さん、ご安心ください。司法書士が皆さんの代わりに、あるいは皆さんとご一緒に裁判手続を行います。

訴状だけでなく、「調停の呼出状が届いた」「支払督促が届いた」といった場合でも、司法書士がお手伝いします。



その他の業務について



相談ケース1 のように、いつも家賃を支払っている大家さんがある日突然亡くなった場合、どうしたらよいでしょうか。家賃の支払期限はすぐそこまで迫っていますが、相続人が誰なのか、また、いったい誰に支払えばよいのかわかりません。しかし、そういう場合でも、支払わなくてよいというわけではないのです。そのまま放置しておくと、家賃不払いを理由に契約を解除される心配もあります。

こういった場合、法務局に家賃を供託すれば法的には家賃を支払ったのと同じ効果が生じますので、ひとまず安心です。

大家さんが死亡した時点で相続が開始し、相続人の間でその賃貸物件を誰が相続するかが決定するまでは、法律上、その物件は相続人全員が法定相続持分の割合で共有していることになります。ですから、仮に、大家さんの奥さんにとりあえず全額支払ったとしても、別に大家さんの息子さんから自分の相続分の家賃を請求された



場合、法律的には支払いを拒否することはできないのです。

司法書士は供託手続についても代理人として行うことができますので、どうぞご相談ください。

相談ケース2 の「少額裁判」とは、60万円以下の金銭が請求できる裁判であり、原則として1回の裁判で審理が終了し、判決が出来ます。簡単な手続きで行うことができ、通常の法廷のような厳格な雰囲気ではなく、ラウンドテーブルと呼ばれる円卓で行われる裁判です。

ただ、せっかく少額裁判で勝ったのに相手が支払ってくれないことがあります。そんなときは、相手の財産に対して強制執行を行うという方法を取りますが、簡易裁判所の訴訟代理権をもつ認定司法書士であれば、この手続きを行うことができます。

このほか、帰化申請^{※1}、土地の筆界特定手続^{※2}など、「こんなことも相談できるのかな？」と思うような悩みであっても、司法書士にお気軽にご相談ください。

※1 帰化申請

「帰化」とは、日本で生まれ育った外国人の方、日本人と結婚された外国人の方、日本に永く住んでいる外国人の方など、一定の条件を備えた方が、法務大臣の許可を得て日本国籍を取得することをいいます。司法書士は、帰化申請に関するさまざま書類作成やアドバイスを行います。

※2 筆界特定手続

「筆界特定」とは、お隣の土地との筆界が明らかでないとき、法務局に申請することによって、公平・中立な立場である筆界特定登記官が、筆界の位置を特定することをいいます。司法書士は、筆界特定申請の代理人として、その手続きを行います。

司法書士の取り組み

お困りごとは
どのようなことですか？

各種法律相談・ADR

社会生活を送る上では、否が応でもさまざまなトラブルに遭遇することがあります。しかし、

- どこに相談したらよいのかわからない
- 経済的に困っており、費用のことが心配だ
- 今後の付き合いがあるので、円満に解決したい

と思っている方は大勢いらっしゃると思います。

私たち司法書士は、このような市民の皆さんとの声に応えられる存在でありたいと考えています。



司法書士総合相談センター

全国各地に存在する司法書士が、「いつでも」「どこでも」「誰にでも」良質な法的サービスをご提供するための相談窓口、「司法書士総合相談センター」が2005年より本格稼動しています。

この全国各地にある「司法書士総合相談センター」は、「日本司法支援センター（通称・法テラス）」の主要な連携機関となっており、法テラスおよび関連団体等から相談の紹介を受け、具体的な解決を図る役割も担っています。



全国一斉無料相談事業

毎年、全国の司法書士会が一斉キャンペーンとして行う
4つの無料相談会を、ぜひご利用ください。

●敬老の日

全国一斉成年後見相談会

判断能力が衰えている高齢者の方などの、人間としての尊厳を守るために、財産面や法律面で保護・支援する「成年後見制度」に関して相談に応じています。



●法の日（10月1日）

全国一斉司法書士法律相談



10月1日の「法の日」を記念して、市民の日常生活に関連して生じる身近な法律問題全般についての相談に応じています。

●勤労感謝の日（11月23日） 全国一斉労働トラブル110番



「勤労感謝の日」の行事として、労働者の権利や人権を保護するため、働く人々が抱える職場内や勤務先でのトラブルなどに関して相談に応じています。

●2月 相続登記はお済みですか月間

土地や建物の相続登記を放置すれば相続人が増加し、手続きが複雑化する場合が少なくありません。そこで、できるだけ早い時期に登記手続を行なうことを呼びかけるとともに、相続や遺言などのご相談にも応じています。

また、本事業を通じて全国森林組合連合会と連携し、森林の整備促進にも協力しています。



司法書士会調停センター

- 裁判ではなく、話合いで紛争を解決したい
- 感情的な要素でもめている
- 相手方としこりを残したくない

このような場合は、司法書士会調停センターをご利用ください。

トラブルの中には、調停の場において当事者同士の話合いによって解決したほうがよい場合が案外あるものです。司法書士が「調停人」として話し合いを円滑に進める役割を担い、解決していくお手伝いをします。お互いを理解するためには、まずお互いに相手の話を聴き、自分の気持ちを相手に伝えることが重要です。双方の意思疎通がスムーズに行くように、トレーニングを受けた司法書士が調停人となります。紛争を抱えていらっしゃる方のご相談をお待ちしています。

司法書士会が行う調停の特色として 下記のようなものが挙げられます

- 時間と場所を選択することができます。
- 当事者の話をよく聴きます。
- 解決案を押し付けません。
- 気軽にご利用できます。



より一層お役に立てる存在となるために

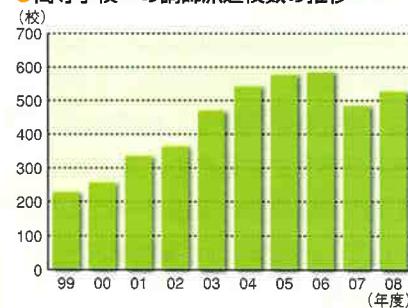
社会への貢献

法教育

これまで、学校教育における法律の授業の多くは、憲法上の権利を抽象的に教えるにとどまっていました。しかし、私たち司法書士は、「司法が紛争の予防・解決において重要な役割を果たしていることを子どもたちが学び、自らも紛争の予防や解決のルールづくりに参加できる能力を養うこと」(=法教育)がとても重要であると考えています。

現在、全国の司法書士会では、積極的に法教育の支援をしています。

●高等学校への講師派遣校数の推移



主な活動内容

- 中学生や高校生を対象とした法律教室や裁判所の見学会の開催
- 成人を対象とした法律講座の開催
- 教育用資料^{*}の提供

*消費者教育授業において使用する用語解説集や家計表など



市民救援基金

昨今、毎年のように日本を襲う自然災害。私たち司法書士は、生命の安全・ライフライン確保のための支援活動に加えて、災害により発生する法律問題を解決するための支援もまた必要不可欠なものと考えています。

日本司法書士会連合会は、1995年の「阪神・淡路大震災」を契機に、被災者を対象とした相談活動をより充実させるため、災害時の相談における、司法書士へ支払う費用の減額や法的支援サービスの実現に向けて取り組んできました。そして1999年、他士業団体に先駆けて、司法書士会独自の基金「市民救援基金」を創設しました。仮設住宅が並ぶ現場での無料相談会開催、被災地各所に直接赴いての相談キャラバンの敢行、司法書士への報酬支払の支援など、自然災害が発生するたびにこの基金を活用し、生活法務面での復興支援活動を継続しています。



基金が活用された主な災害

- 2000年 3月31日 有珠山噴火災害
- 2000年 6月26日 三宅島噴火災害
- 2000年 9月11日 東海豪雨災害
- 2001年 3月24日 芸予地震
- 2004年 7月13日 新潟・福島豪雨災害
- 2004年 7月18日 福井豪雨災害
- 2004年10月23日 新潟県中越地震災害
- 2007年 3月25日 能登半島地震災害
- 2007年 7月16日 中越沖地震災害
- 2008年 6月14日 岩手・宮城内陸地震
- 2008年 7月24日 岩手県沿岸北部地震 など

◆被災地をキャラバンする司法書士たち

新潟県中越地震災害では、被災者を救援すべく全国から集まった司法書士が、崩壊した家々や積もり積もった雪の山の中、無料法律相談キャラバンを実施しました。



社会問題への取り組み

司法書士会では、下記のような社会問題への取り組みを開始しています。

- 自殺防止対策および自死遺族支援活動
- 犯罪被害者支援活動
- 高齢者虐待防止および障害者虐待防止活動
- 生活保護受給者、ホームレスに対する支援活動 など





私たちすぐそばにいます!

司法過疎問題への取り組み

市民の皆さんのが法律上の問題を抱えたときに適切な解決を図るためには、法律家に相談、あるいは依頼がしやすい環境を整備しておくことが不可欠です。司法書士会では、どの地域の方でもすぐに司法書士にアクセスできるよう、司法過疎問題に積極的に取り組んでいます。

司法過疎とは…

法律家が極端に少ない地域において、いざ何かトラブルが起きたときに、相談や依頼が困難な状況を「司法過疎」といいます。

地域司法拡充基金

日本司法書士会連合会では、2007年7月1日に地域司法拡充基金を設置し、司法へのアクセスが困難な地域の調査・分析・情報収集のほか、この地域で開業する司法書士への資金援助をはじめとするさまざまな支援活動を行っています。これまでに18名の司法書士と3つの司法書士法人がこの支援を受け、現在司法過疎地域（北海道網走市、沖縄県島尻郡久米島町など）での業務に取り組んでいます（2009年10月現在）。

このように司法書士は全国に分散し、法律の「かかり付け医」のように地域の皆さんに頼られる、身近な「くらしの法律家」として活躍の場を広げながら、司法アクセス充実の一翼を担っています。



日本司法書士会連合会について

日本司法書士会連合会は全国50の司法書士会によって組織され、

- 司法書士会の会員の品位を保持し、
 - その業務の改善進歩を図るため、
司法書士会およびその会員の指導・連絡、
 - ならびに司法書士の登録に関する事務を行うこと
を目的としています。

日本司法書士会連合会は、上記の目的を達成し、社会に対する責任を果たすため、会則の中でこれらの事業目的を規定して、制度改革・研修・広報、ならびに国民に対して提供する法的サービスの拡充に関する活動など、さまざまな事業を展開しています。

日本司法書士会連合会および全国の司法書士会では、司法制度改革の趣旨に鑑み、司法アクセスの拡充事業はもとより、多重債務や悪質商法などの消費者問題への対応、さらには高齢者虐待や自死対策などの社会問題への取り組みも開始しております。

■ 日本司法書士会連合会ホームページ

市民向けの広報媒体として、司法書士が相談に応じることのできる具体的な事例や司法書士会の活動について紹介します。

また、お子様向けのキッズサイトもありますので、ぜひ一度アクセスしてください。



<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

全国の司法書士会一覧

会名	郵便番号	住所	電話番号
札幌司法書士会	060-0042	札幌市中央区大通西 13-4	011-281-3505
函館司法書士会	040-0033	函館市千歳町 21-13 桐朋会館内	0138-27-0726
旭川司法書士会	070-0901	旭川市花咲町 4	0166-51-9058
釧路司法書士会	085-0833	釧路市宮本 1-2-4	0154-41-8332
宮城県司法書士会	980-0821	仙台市青葉区春日町 8-1	022-263-6755
福島県司法書士会	960-8022	福島市新浜町 6-28	024-534-7502
山形県司法書士会	990-0041	山形市緑町 1-4-35	023-623-7054
岩手県司法書士会	020-0015	盛岡市本町通 2-12-18	019-622-3372
秋田県司法書士会	010-0951	秋田市山王 6-3-4	018-824-0187
青森県司法書士会	030-0861	青森市長島 3-5-16	017-776-8398
東京司法書士会	160-0003	新宿区本塙町 9-3 司法書士会館2F	03-3353-9191
神奈川県司法書士会	231-0024	横浜市中区吉浜町 1	045-641-1372
埼玉司法書士会	330-0063	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-7861
千葉司法書士会	261-0001	千葉市美浜区幸町 2-2-1	043-246-2666
茨城司法書士会	310-0063	水戸市五軒町 1-3-16	029-225-0111
栃木県司法書士会	320-0848	宇都宮市幸町 1-4	028-614-1122
群馬司法書士会	371-0023	前橋市本町 1-5-4	027-224-7763
静岡県司法書士会	422-8062	静岡市駿河区稻川 1-1-1	054-289-3700
山梨県司法書士会	400-0024	甲府市北口 1-6-7	055-253-6900
長野県司法書士会	380-0872	長野市妻科 399	026-232-7492
新潟県司法書士会	951-8063	新潟市中央区古町通十三番町 5160	025-228-1589
愛知県司法書士会	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭 1-12-3	052-683-6683
三重県司法書士会	514-0036	津市丸之内義正町 17-17	059-224-5171
岐阜県司法書士会	500-8114	岐阜市金竜町 5-10-1	058-246-1568
福井県司法書士会	910-0005	福井市大手 3-15-12 フェニックスビル5F	0776-30-0001

会名	郵便番号	住所	電話番号
石川県司法書士会	921-8013	金沢市新神田 4-10-18	076-291-7070
富山県司法書士会	930-0008	富山市神通本町 1-3-16 エスピワール神通3F	076-431-9332
大阪司法書士会	540-0019	大阪市中央区和泉町 1-1-6	06-6941-5351
京都司法書士会	604-0973	京都市中京区柳馬場通夷川上ル 5-232-1	075-241-2666
兵庫県司法書士会	650-0017	神戸市中央区楠町 2-2-3	078-341-6554
奈良県司法書士会	630-8325	奈良市西木辻町 320-5	0742-22-6677
滋賀県司法書士会	520-0056	大津市末広町 7-5 滋賀県司調会館2F	077-525-1093
和歌山県司法書士会	640-8145	和歌山市岡山丁 24番地	073-422-0568
広島司法書士会	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-69	082-221-5345
山口県司法書士会	753-0048	山口市駅通り 2-9-15	083-924-5220
岡山県司法書士会	700-0816	岡山市北区富田町 2-9-8	086-226-0470
鳥取県司法書士会	680-0022	鳥取市西町 1-314-1	0857-24-7013
島根県司法書士会	690-0884	松江市南田町 26	0852-24-1402
香川県司法書士会	760-0022	高松市西内町 10-17	087-821-5701
徳島県司法書士会	770-0808	徳島市南前川町 4-41	088-622-1865
高知県司法書士会	780-0928	高知市越前町 2-6-25 高知県司法書士会館	088-825-3131
愛媛県司法書士会	790-0062	松山市南江戸 1-4-14	089-941-8065
福岡県司法書士会	810-0073	福岡市中央区舞鶴 3-2-23	092-714-3721
佐賀県司法書士会	840-0833	佐賀市中の小路 7-3	0952-29-0626
長崎県司法書士会	850-0032	長崎市興善町 4-1 興善ビル8F	095-823-4777
大分県司法書士会	870-0045	大分市城崎町 2-3-10	097-532-7579
熊本県司法書士会	862-0971	熊本市大江 4-4-34	096-364-2889
鹿児島県司法書士会	890-0064	鹿児島市鴨池新町 1-3 司調センタービル3F	099-256-0335
宮崎県司法書士会	880-0803	宮崎市旭 1-8-39-1	0985-28-8538
沖縄県司法書士会	900-0006	那霸市おもろまち 4-16-33	098-867-3526

Shiro-Shoshi ACCESS Book

日本司法書士会連合会

〒160-0003 東京都新宿区本塙町9-3
TEL 03-3359-4171(代表)

2010.2 制作